

新しい最低賃金（時給 1,061 円）が 10月3日よりスタート 注意点は？

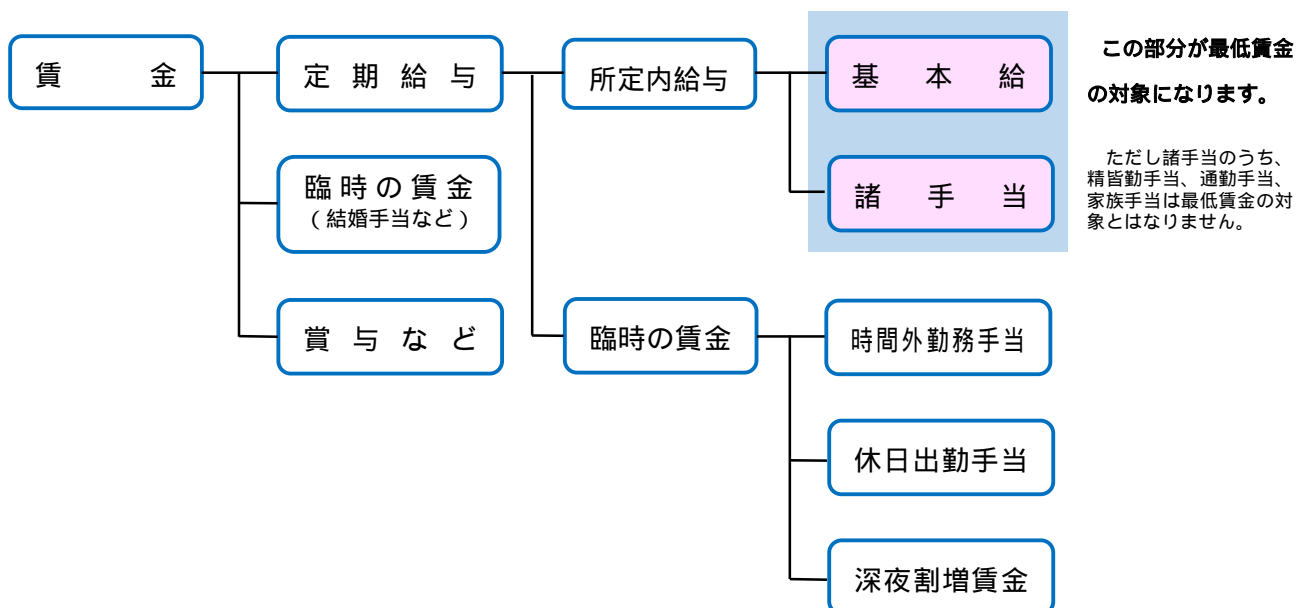
- ・長野県の新しい最低賃金は、令和 7 年 10 月 3 日（労働日）より、昨年の最低時給 998 円から 63 円アップした 1,061 円となります。
（最高は東京都の 1,226 円、長野県は 全国ランキング 19 位(昨年は 17 位)）
- ・最低賃金は、雇用形態に関係なくすべての労働者に適用されます。
- ・使用者は、最低賃金の額や効力発生日等について、掲示等で周知する必要があります。
- ・最低賃金額より低い場合には、賃金設定は無効となり 2 年遡って差額を支払わなければならない場合もあります。
- ・特例として、障害により著しく労働能力が低い場合等（5 つのケース）は、労働局長の許可を得ることを条件に個別に最低賃金の減額が認められています。

最低賃金のチェック方法

1 . まず、最低賃金の対象となる賃金を確認します。

最低賃金の対象となるのは、毎月支払われる基本的な賃金です。

最低賃金の対象となる賃金	最低賃金の対象とならない賃金
基本給及び右に記載のない賃金で、定額で支払われる手当（職務手当、給食手当など）	通勤手当、家族手当、精皆勤手当、結婚手当など臨時的賃金、時間外手当、賞与



【参照】厚生労働省「最低賃金の対象となる賃金」

2. 時給・日給・月給の場合

1 時間当たりの時給に換算します。

時給制	時給 最低賃金金額
-----	-----------

日給制	日給 ÷ 1 日の所定労働時間 最低賃金金額
-----	------------------------

月給制	月給 ÷ 1 ヶ月の平均所定労働時間 最低賃金金額
-----	---------------------------

1 ヶ月の平均所定労働時間 = 1 日の所定労働時間 × 年間労働日数 ÷ 12 カ月

時間給を計算の例

時間給 @1,000 円で職務手当がある場合

時間給 (160H)	160,000 円
職務手当	10,000 円
通勤手当	5,000 円
時間外手当	12,000 円
合計	187,000 円
1 ヶ月の所定労働時間 160 時間 (年間総労働時間数 / 12)	

時間給 + (職務手当 / 所定労働時間)

$$1,000 \text{ 円} + (10,000 \text{ 円} / 160 \text{ H}) = 1,063 \text{ 円}$$

時給は 1,000 円でも職務手当を加算するため、1,063 円 > 1,061 円 となり、最低賃金以上となります。

月給の場合

基本給	165,000 円
職務手当	20,000 円
通勤手当	5,000 円
時間外手当	35,000 円
合計	225,000 円
1 ヶ月の所定労働時間 176 時間 (年間総労働時間数 / 12)	

(基本給 + 職務手当) / 所定労働時間

$$185,000 \text{ 円} / 176 \text{ H} = 1,051 \text{ 円}$$

1,051 円 < 1,061 円 となり、最低賃金を下回ります。

最低賃金を下回っている場合の対応

10 月 3 日以降又は、給与締め日以降の時給 (月給) を上げる必要があります。

TKC 給与システム PX2 では、複数賃金について対応が可能です。

詳しくは、貴社の給与担当者までお問い合わせください。

作成：エイワ税理士法人 給与担当グループ

payroll@eiwa-tax.com